

広島市立幼稚園園則（昭和42年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日（第3条～第5条）</p> <p>第3章 教育課程及び教育日時数（第6条）</p> <p>第4章 成績評価及び課程の修了の認定（第7条・第8条）</p> <p>第5章 入園、退園その他（第9条～第19条）</p> <p>第6章 授業料等の徴収（第20条）</p> <p>第7章 雑則（第21条）</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 広島市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。 （定員、教育年限）</p> <p>第2条 幼稚園の定員及び教育年限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定員は、別に定める。</p> <p>(2) 教育年限は、2年以内とする。ただし、基町幼稚園、落合幼稚園及び船越幼稚園に入園する者については、3年以内とする。</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日 （学年）</p> <p>第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。 （学期）</p> <p>第4条 各学年の学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで （休業日）</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで</p> <p>(7) 教育委員会が特にその必要を認め臨時に休業と定める日</p> <p>(8) その他園長が必要と認める休業日 1年を通じて10日以内において園長が定める日</p> <p>2 園長において必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、同項第1号から第6号までに掲げる休業日を変更することができる。</p>	<p>（定員及び教育年限）</p>	<p>・規定整備。</p>



第15条 保護者は、園児を疾病その他の理由により休園させようとするときは、所定の様式による休園願（疾病の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあってはその事実を証するに足る書類を添える。）を園長に提出しなければならない。

2 園長は、前項の休園願を受けた場合において、その理由を正当と認めるときは、1年以内の休園を許可することができる。

（復園）

第16条 保護者は、前条の規定による休園児を復園させようとするときは、所定の様式による復園願（疾病の回復によるものにあつては医師の診断書を添える。）を園長に提出しなければならない。

2 園長は、前項の復園願を受けた場合において、本人の教育に支障がないと認めるときに限り、復園を許可することができる。

（退園命令）

第17条 園長は、次の各号の一に該当する園児に  
退園を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく、引続き1月以上欠席した者
- (2) 病気又は身体発育ふじゅうぶんで、幼稚園教育をなし得ないと認められる者

（卒業）

第18条 園長は、所定の課程の修了を認定された園児に修了証書を授与する。

（感染症による出席停止）

第19条 園長は、園児が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあると認めるときは、速やかにその園児の出席を停止しなければならない。

第6章 授業料等の徴収

（授業料等）

第20条 授業料及び入園料の額及び徴収方法は、広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）の定めるところによる。

2 保護者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

3 月の中途における入園、退園の場合は、その月の授業料を徴収する。

第7章 雑則

（実施細則）

第21条 この規則の実施に関して必要な事項は、園長が別に定めるものとする。

附 則

（略）

第15条 保護者は、園児を疾病その他の理由により休園させようとするときは、所定の様式による休園願（疾病の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあってはその事実を証するに足る書類を添える。）を園長に提出しなければならない。

2 園長は、前項の休園願を受けた場合において、正当な理由があると認められるときは、1年以内の休園を許可することができる。

（復園）

第16条 保護者は、前条の規定による休園児を復園させようとするときは、所定の様式による復園願（疾病の回復によるものにあつては医師の診断書を添える。）を園長に提出しなければならない。

2 園長は、前項の復園願を受けた場合において、本人の教育に支障がないと認められるときは、復園を許可することができる。

（退園命令）

第17条 園長は、次の各号のいずれかに該当する園児の保護者に対し、教育委員会と協議の上、当該園児の退園を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく、引き続き1月以上欠席した者
- (2) 疾病等により適切な幼稚園教育を行うことが困難であると認められる者

（卒業）

第18条 園長は、所定の課程の修了を認定された園児に修了証書を授与する。

（感染症による出席停止）

第19条 園長は、園児が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあると認めるときは、速やかにその園児の出席を停止しなければならない。

第6章 授業料等の徴収

（授業料等）

第20条 授業料及び入園料の額及び徴収方法は、広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）の定めるところによる。

2 保護者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

（削る。）

第7章 雑則

（実施細則）

第21条 この規則の実施に関して必要な事項は、園長が別に定めるものとする。

附 則

（略）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

・休園願（一時的な利用停止申込み）に対する許可制を維持しつつ、保護者の意思を尊重するよう規定を整備（第15条第2項）。

・復園願（一時的な利用停止の解除申込み）に対する許可制度を維持しつつ、応諾義務の原則を踏まえ規定を整備（第16条第2項）。

・第12条第2項の改正趣旨等を踏まえ、退園命令は、教育委員会と協議の上、また、保護者に対し行うよう規定（第17条本文）。

・第12条第2項の改正趣旨等を踏まえ、退園命令の対象園児に係る規定を整備（第1号及び第2号）。

・学校条例改正により、月の中途の入園・退園の場合は日割計算にしたことに伴う削除。

・施行期日の定め